

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により日置市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年4月2日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

令和3年4月2日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー東市来店

日置市東市来町湯田字山王2815番 外5筆

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年10月20日

3 意見の概要

当該店舗については、これまでも営業してきており、特に環境的な問題は生じていない。また、今回の変更に関して、国が定める指針に基づき適正な調査を行っており、周辺地域の生活環境の保持について、支障は無いと考えます。